

令和7年 12 月議会
議 案 説 明 資 料

○ 議案 第 257 号

水道管の漏水事故による損害賠償額の決定について

水 道 局

議案第257号

水道管の漏水事故による損害賠償額の決定について

上記の議案を提出する。

令和7年12月11日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

本件は、水道管の漏水事故による損害賠償の額を決定する必要があるので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものである。

水道管の漏水事故による損害賠償額の決定について

水道管の漏水事故による損害賠償の額を次のように決定する。

1 損害賠償の相手方及び損害賠償額

損 害 賠 償 の 相 手 方	損 害 賠 償 額
福岡市東区〇〇〇〇丁目〇番〇〇〇〇〇〇号 〇 〇 〇	2,785,045 円

2 事件の概要

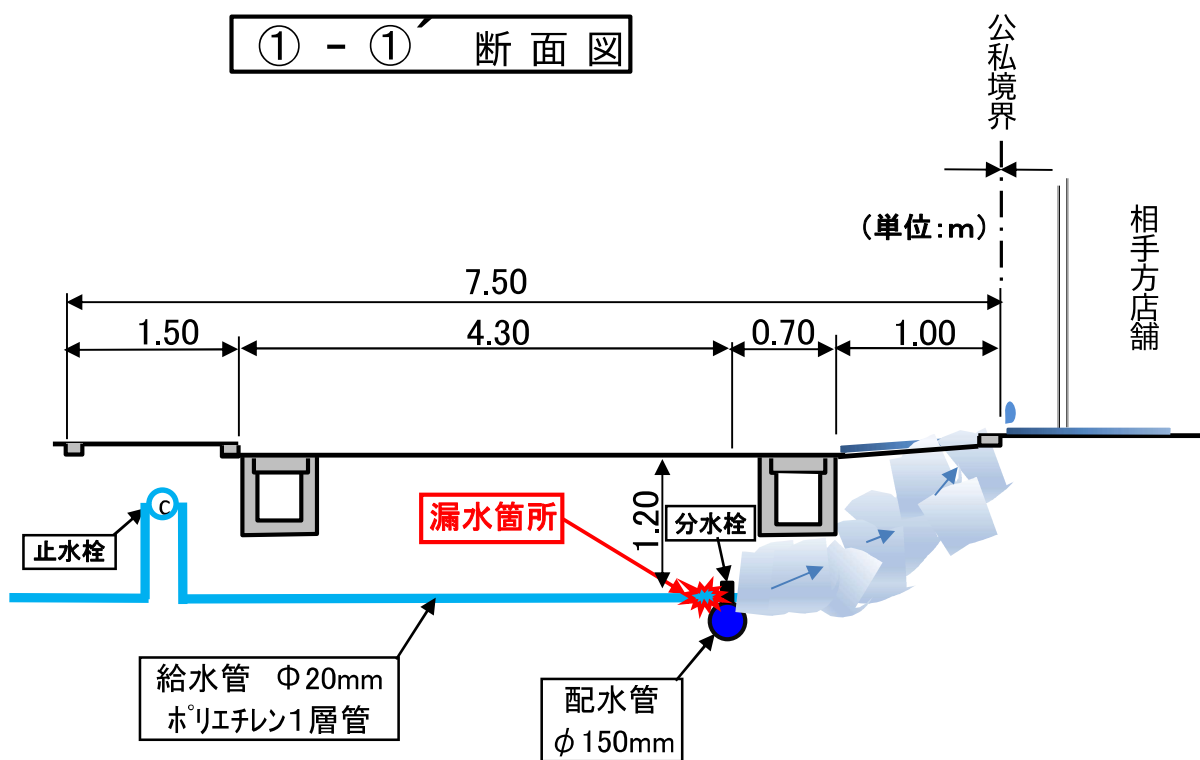
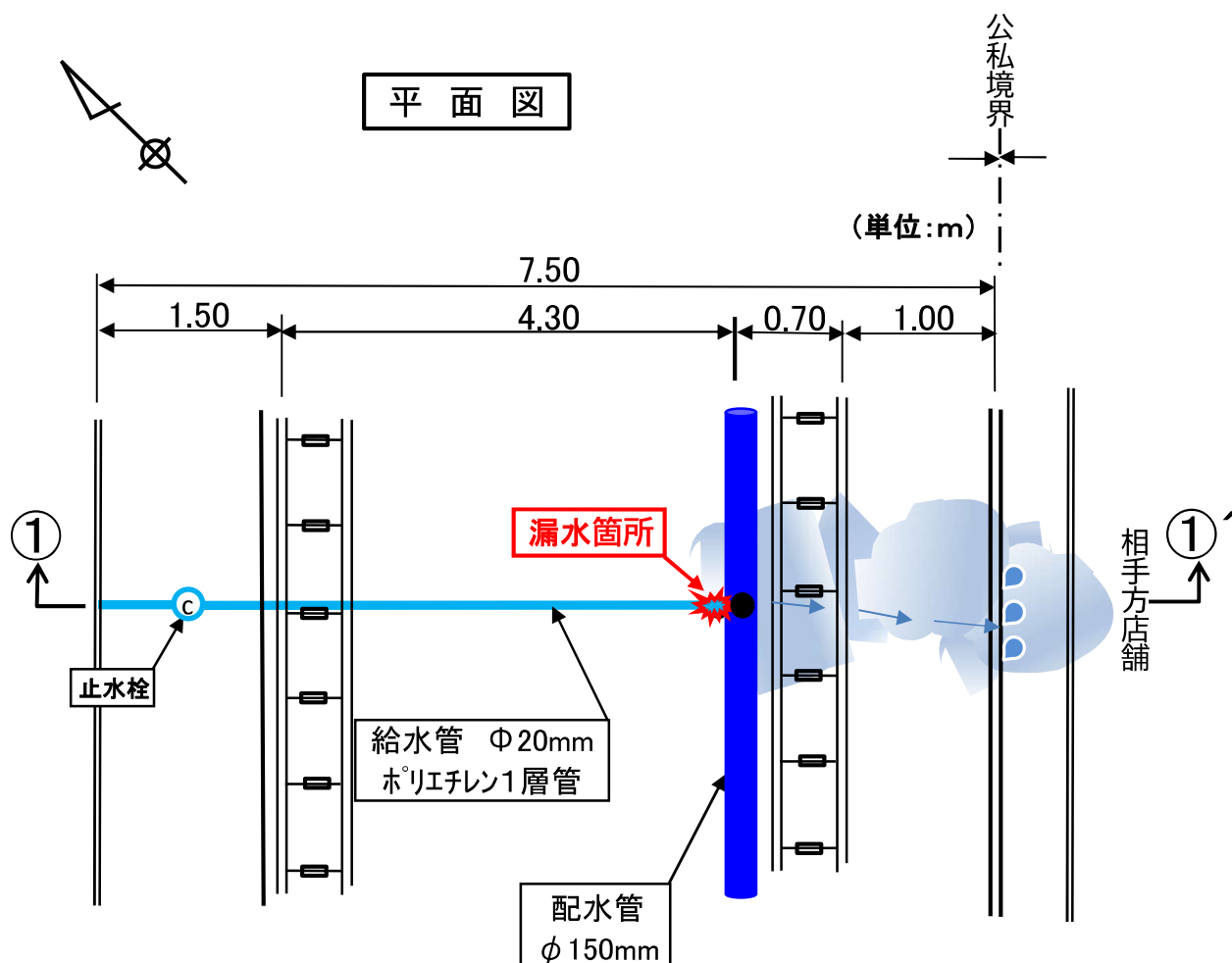
令和7年6月28日午前4時20分頃、市内東区〇〇〇〇〇丁目〇〇番〇号付近の市道に埋設された水道管からの漏水により、当該市道に隣接する相手方〇〇〇氏が経営する店舗内に浸入した水が、当該店舗の床及び備品等を汚損し、損害が生じたものである。

水道管の漏水事故による損害賠償額の決定について

1 通報日時	令和7年6月28日(土)午前4時20分頃 (通行人通報)
2 発生場所	福岡市東区〇〇〇〇〇丁目〇〇番〇号 付近
3 事故の概要	公道下に埋設された水道管(給水管)からの漏水により、漏水箇所面に面した建物1階の飲食店の店舗内に漏水した水道水が浸入したものの。 ○ 漏水した給水管の諸元 材 質 : ポリエチレン1層管 口 径 : 20mm 布設年度 : 昭和59年 埋設 午前 6時55分頃 緊急工事着手 午前 8時00分頃 宅内へ水が浸入していたことが判明 午前 9時15分頃 止水完了 午前11時00分頃 道路の仮復旧完了 ※なお、漏水した公道上の給水管は、9月10日に取替済 10月8日に道路の本復旧済
4 相手方及び損害の内容	(1) 相手方 ※ 福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載しておりません。 (2) 損害の内容 ○ 浸入した水道水による床・備品の汚損 ○ 排水・清掃作業に時間を要したことによる事故当日の営業の休止
5 損害賠償額	2,785,045 円

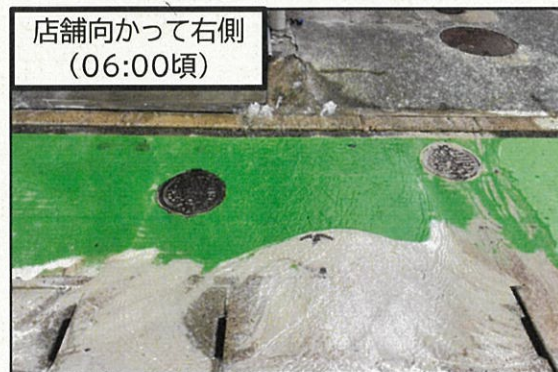
位 置 図

※当該地図は著作権法上の規定により、掲載しておりません。

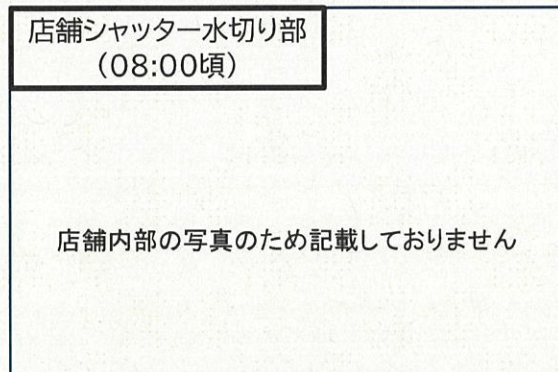
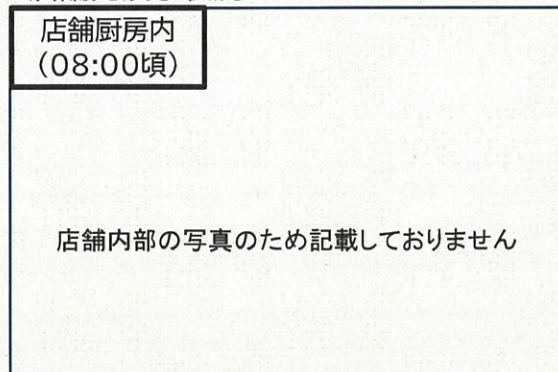


現場写真

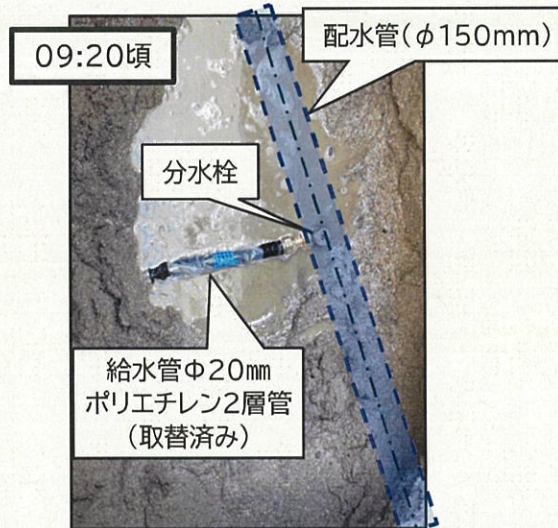
1 道路上漏水状況



2 店舗内浸水状況



3 給水管の漏水状況及び修理状況



4 道路の復旧状況

